あるのか? 商法大改正にはどんな理念と目的が

の改善と整備、グローバル経済への対応の4つの目的がある。 商法の大改正には、企業統治の実効性の確保、IT革命への対応、資金調達手段

平成2年から始まった全面見直し

切りがついたことになります。 制度 (⇒P154)の創設をもって、とりあえず一区和50年から開始され、平成12年改正における会社分割の説明によると、会社法制の全般的な見直し作業は昭改正作業は進められていました。法務省の立法担当者改正の作業は、ここ数年の間に急に始まったもありがついたことになります。

た見直しの対象となってきた面があります。ました。構造改革の一環として、商法 (会社法) もま日本経済を立て直すことが緊急の政治課題となってきところが、不況が長引き、雇用不安が広がる中で、

制の緩和や事業再編に関する法整備等が求められていまな注文がありました。 実務的な障害となっている規経済界からは、従前より商法全体にわたってさまざ

法改正も現れました。 法改正だけでなく、平成9年以降は議員立法による商法改正が実現しました。その過程では、政府主導の商請については、経済構造改革の観点から、小刻みな商請といいでは、経済構造改革の観点から、小刻みな商請して、完全親子会社を創設するための株式交換制度ました。完全親子会社を創設するための株式交換制度

遅いように感じられていたのです。 正が期待され、従来のようなスピードでは、まだまだ しい経営環境にある経済界からは、一日も早い商法改 に、抜本的な構造改革が大いに期待されています。厳 泉内閣成立後しばらくの高支持率にも象徴されるよう に進み、経済環境はさらに大きく変化しています。小 に進み、経済環境はさらに大きく変化しています。小

企業を活性化させ、また新たな事業・起業を促進する取り除くべきだという声が強くありました。わが国のとりわけ、一部の不合理な規制については、早急に

商法改正の全面見直しは平成12年から始まった

高度経済成長時代

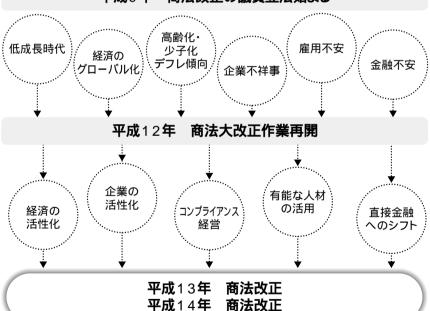
昭和50年 商法の見直し作業開始

昭和56年 商法改正

日米貿易摩擦

日米構造協議

平成9年 商法改正の議員立法始まる





商法改正には、長い改正の流れがあるが、構造改革の動きがそれを加速させた。

とになったのです。年から新たな会社法制の全面的な見直し作業に入るこ強く要請されていました。そこで、法務省は、平成22ためにも、会社制度を利用しやすいものにすることが

商法改正の理念となる4つのポイント

次の4つのポイントからなります。新たな商法改正の目的と理念を簡単にまとめると、

統治システムが見直されることになりました。併せて、企業経営の効率化・合理化の観点からも企業年代から、企業は誰のものかという問いかけがなされ、末)の実効性の確保。企業不祥事が相次いだ1990年1に、企業統治 (コーポレート・ガバナンス⇒巻

第3に、企業の資金調達手段の改善と整備。間接金命に対応した法整備を進めることになりました。でも企業運営の合理化・効率化を図るために、IT革める会社法制が整備されていました。そこで、わが国海外ではすでにインターネットを通じた会社運営を認第2に、高度情報化社会ないしIT革命への対応。

た。 しして、経済の活性化を図るという要請が強まりまし

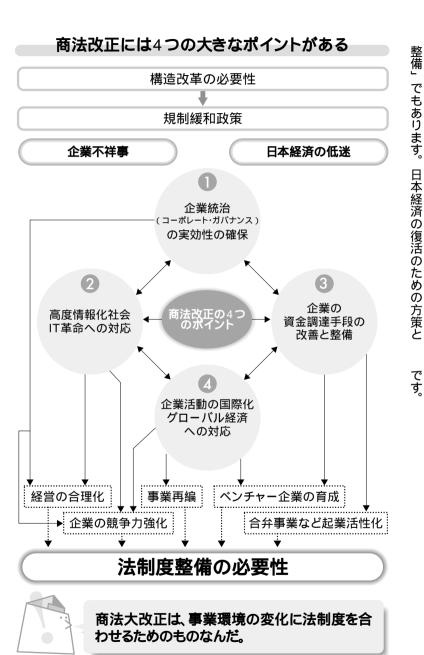
グローバル化に対応しようとしています。で、欧米の経営手法も参考にし、また外国会社に関する会社法システムを備えている必要があります。そこる商法の規制等についても久しぶりに見直し、経済のの対応。経済活動は国境を超えて行われており、日本の対応。経済活動は国境を超えて行われており、日本の対応。経済活動の国際化ないしグローバル経済へ

商法改正は「経済構造改革の基盤整備」

整備しようということにほかなりません。それぞれのニーズをさらに強めている面もあります。それぞれのニーズをさらに強めている面もあります。は、要するに事業環境の変化に伴って発生した現実とは、要するに事業環境の変化に伴って発生した現実とは、要するに事業環境の変化に伴って発生した現実とは、要するに事業環境の変化に伴って発生した現実とは、要するに事業環境の変化に伴って発生した現実とは、要するに事業環境の変化に伴って発生した場合に対象である。

れる法制度整備の具体的な目的などをまとめたのが、こうした商法改正の背景と4つのポイントから導か

ばれ、また合弁事業やベンチャーの起業や育成を後押融 (⇔P26) から直接金融 (⇔P26) へのシフトが叫



17

左ペ

ı

商法改正は

経済構造改革の基盤

でもあります。 ジの図です。

日本経済の復活のための方策と

2商法

合理化されるのか?商法大改正でどう経営は

理的・効果的な事業形態や経営システムを追求できる基盤が整った。商法大改正によって、企業再編や経営体制に関する法整備が進み、経営者が合

活発な企業再編を背景に法整備が進む

ての自覚も成熟しつつあります。えて、株主の意識も高まり、また役員らの経営者としステムもできる限り合理化を図る必要があります。加も企業業績を向上させることができるように、経営シ会社を取り巻く経済・社会情勢の大きな変化の中で

ました。

ました。

ました。

ました。

は常者は、どのような企業形態で事業を
はとより、経営者は、どのような企業形態で事業を
ました。

争力の回復、生き残り戦略が注目を浴びています。うに、厳しい競争社会における事業再編による市場競海外での大手企業の相次ぐ合併報道にも見られるよ

施行されるに至っています。 をこで、企業再編に関する一連の改正が行われ、会 をこで、企業再編に関する一連の改正が行われ、会 をこで、企業再編に関する一連の改正が行われ、会 をこで、企業再編に関する一連の改正が行われ、会 をこで、企業再編に関する一連の改正が行われ、会

通りの法整備がなされました。競争力を維持できるように、事業再編に関連するひと、こうして、わが国の企業が最適の経営体制を構築し、

商法に先がけて導入された「執行役員制度」

方、それ以上に一般的に重要でもあると考えられ

商法大改正は経営システムの合理化・自由化を促進する

コーポレート・ガバナンス の実効性確保

大会社・みなし大会社等の個別的対応

譲渡制限会社の特例

社外取締役

監査役の権限強化

会計監査人

ディスクロージャーの充実

企業再編法制 の整備

会社分割

合併法制

純粋持株会社

株式交換·株式移転

親子会社法制

事後設立や営業譲渡の簡易化

経営システム の**合理化** 経営システム の**自由化**

規制緩和

自己責任の原則



商法大改正の内容は、経営システムの合理化、自由化を促すものになっている。

らです。

いりつけ、迅速かつ機動的な企業の意思決定のためとりわけ、迅速かつ機動的な企業の意思決定のためとりた「執行役員制度」が導入されるなど、実務では、ひと足先にさまざまな工夫がなされました。実務では、ひと足先にさまざまな工夫がなされました。

らの問題提起もなされるようになりました。

試みであったと言えるでしょう (詳細は拙著『執行役業務執行機能と意思決定機能・監督機能の分化を図るすが、業務を執行する役員です。この制度は取締役の執行役員とは、商法で定められた役員ではないので

員制度 第二版』参照)

大会社の経営体制にも3つの選択肢が

は、商法特例法が大幅に改正されます。 は、商法特例法が大幅に改正され、経営システムを思い切って合理化して、会社が任意に適切と思われる体制を選択できるようになりました。大会社やいわゆる「みなし大会社」(⇒P126) は、3つの選択肢から「みなし大会社」(⇒P126) は、3つの選択肢から「みなし大会社」(⇒P126) は、3つの選択肢から「みなし大会社」(⇒P126) は、3つの選択肢から「みなし大会社」(⇒P126) は、3つの選択を思いずれかにするかを決めることができ、監査役の廃止にまで踏み切ることもできます。その社が出生の経営システムとして「委員会等設置会社」がどれだの経営システムとして「委員会等設置会社」がどれたの経営システムとして「委員会等設置会社」がどれたの経営システムとして「委員会等設置会社」がどれたの経営システムとして「委員会等設置会社」がどれたの経営システムとして「委員会等設置会社」がどれたしている。

に考える契機となることも期待されます。がどのような企業経営システムを採用するかを自覚的構築することが求められます。これによって、経営者肢が広がったことにより、自己責任で企業経営体制をこうした商法特例法の改正で、経営システムの選択

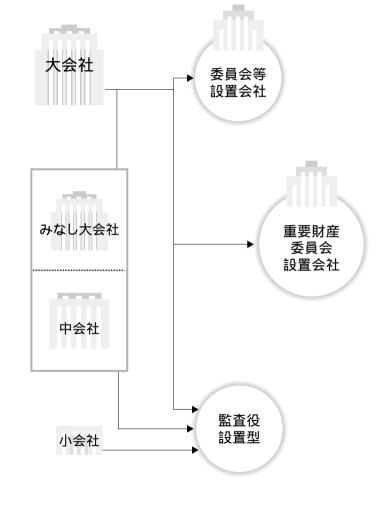
ってどういう形がもっともふさわしいかを考えるべきらず、経営システムについても、それぞれの企業にとこのように、企業経営者は、会社の事業形態のみな

大会社は3つの経営体制を選択できるようになった

構築できるように、 経営陣は十分な検討が求められま

時代になりました。 それぞれの会社に見合った体制が

す。 とが強く期待されています。 その戦略しだいで企業の業績を向上させていくこ





大会社は経営体制が任意に選択できるように なり、自社に見合った経営システムを構築できる。

には株主総会の運営や各種の公告制度への利用が図られる。 商法大改正では、会社運営のIT化を幅広く推進。企業情報の記録や開示、さら

IT革命に対応した法改正を実現

いた電子的な取引社会における取引の安全性の向上といいた電子的な取引社会における配けます。 これによってインターネットを用たは、活制度の改革をも迫ることになりました。 指定された法務局の登記官が法人代表者の「印鑑証明書」やれた法務局の登記官が法人代表者の「印鑑証明書」やれた法務局の登記官が法人代表者の「印鑑証明書」やれた法務局の登記官が法人代表者の「印鑑証明書」やれた法務局の登記官が法人代表者の「印鑑証明書」やれた法務局の登記官が法人代表者の「印鑑証明書」やれた法務局の登記官が法人代表者の「印鑑証明書」やれた法務局の登記官が法人代表者の「印鑑証明書」やれた法務局の登記官が法人代表者の「印鑑証明書」やれた電子のは、単名のようです。 政府は、エエを2世紀の経済が、資格証明書」に代わる電子的な取引といるでは、エエを2世紀のようによります。 これによってインターネットを用いた電子的な取引社会における取引の安全性の向上といいます。

小企業の約半数が事業の中でネットを活用できるようい企業の約半数が事業の中でネットを活用できるようが幅広く利用されるでしょう。政府は、ネットで行政が幅広く利用されるでしょう。政府は、ネットで行政が幅広く利用されるでしょう。政府は、ネットで行政が幅広く利用されるでしょう。政府は、ネットで行政が幅広く利用されるでしょう。政府は、ネットで行政が幅広く利用されるでしょう。政府は、ネットで行政が幅広く利用されるでしょう。政府は「工化政策や「電子政府」プロジェクトに取円滑化が図られることになるでしょう。

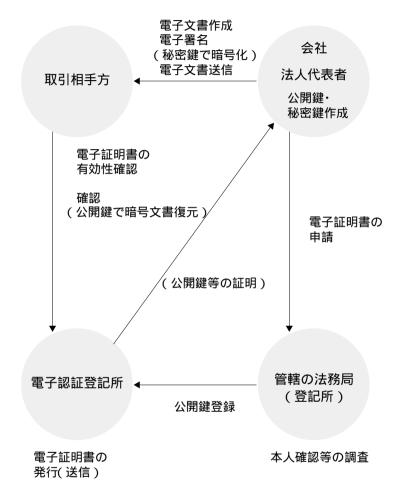
情報通信技術が劇的な進歩を遂げたことによって、はこの局面においても大きな影響を及ぼしています。しています。その意味で、経済のグローバル化の影響ひと足先にこうしたIT革命に対応した法改正を実現翻って世界を見渡してみれば、先進諸国においては

にするための環境も整備される予定です。

企業情報の記録や開示、

さらには株主総会の運営や各

商業登記に基礎を置く電子認証



出所:法務省民事局ホームページ



商業登記に基礎を置く電子認証制度は、国のIT政策や電子政府プロジェクトの基盤としても考えられている。